

廃棄物焼却炉の 解体工事の進め方

(国庫補助事業のしくみ)

解体工事は解体後の跡地の全部又は一部の利用（ ）を計画することで国庫補助対象事業となります。

()ストックヤードや小規模なリサイクルタウンへの活用で可能です。

解体工事費と跡地利用事業費の合計額（国庫補助基本額）に対して補助率を掛けた額が交付されます。

補助率は、ダイオキシン類測定率の 1/3。解体工事+跡地利用工事費の 1/4（公害防止計画策定地域は 1/2）となります。

解体工事費が跡地利用施設整備に必要な費用を上回る場合においても、合計金額が国庫補助事業の対象となります。

解体対象の焼却施設が 3ng/g 以上のダイオキシン類に汚染されている場合は、跡地利用施設整備を解体後 5 年以内に着手する計画であれば国庫補助対象となります。

監 修 環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
編 著 (社)日本環境衛生施設工業会

国庫補助対象となる解体事業のスケジュール(例)

		期 間		
STEP 1 財産処分申請 国庫事業申請	財産処分・国庫補助申請書作成			
	許可（内示まで1年）			
	発注・契約			
STEP 2 解体計画検討書作成	現地分析調査			
	除染・解体工法の検討			
	参考見積書作成（プラントメーカーより参考見積を徴収） 最終仕様書作成			
STEP 3 解体工事の実施	解体作業計画書を提出（労働基準監督署）			
	計画書の審査			
	計画書の受理			
	仮設工事の監理			
	除染・解体の監理			
	仮設撤去作業の監理			
STEP 4 財産処分完了届	完了届作成・提出			
工事期間				

解体に引き続き跡地利用工事が実施される : A事業
 解体後5年以内に跡地利用施設整備が実施される : B事業

期間は全体を1年間で実施することも、3年間かけることも可能ですが平成16年度中に実施する場合は確実に採択するとの方針。

解体事業の業務

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
財産処分申請	解体計画検討書作成	解体工事・施工監理	財産処分完了届提出
<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の平面図/フローシート 評価額・解体費対比表及び計算根拠 施設耐用年数調書 現況写真 概算解体工事費 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 焼却対象施設各設備付着物のダイオキシン類分析調査（10~30箇所/施設） 施設周辺環境調査（4~10箇所/施設） 結果レベルに応じた保護具の選定、除染、解体方法の検討 見積徴収用の参考見積仕様書作成（工事概算費の算出） プラントメーカーより参考見積徴収 最終仕様書作成（発注用） 	<ul style="list-style-type: none"> 解体施工計画書 除染工法審査 解体工法審査 除染状況検査 解体状況検査 環境調査 	<ul style="list-style-type: none"> 財産処分完了届
国庫事業申請			
<ul style="list-style-type: none"> 新設に係る整備計画書もしくは跡地利用計画書 			

施設耐用年数

対象施設の設備毎の建設費と定められた耐用年数から、加重耐用年数を算出する。

加重平均耐用年数の算定例(目安)

工事費割合：プラント70%、土建30% 耐用年数：プラント7年、土建30年 の場合

$$\text{平均耐用年数} = \{ (\text{プラント工事費}) \times (\text{プラント耐用年数}) \} + \{ (\text{土建工事費}) \times (\text{土建耐用年数}) \}$$

$$= 70\% \times 7年 + 30\% \times 30年 = \mathbf{13.9年}$$

14年以上の稼働で補助金が適正に使われたとの判断となり、新規、更新時期を考えることになる。

廃棄物焼却炉の解体に関する補助制度

国庫補助

・解体工事費 + 跡地利用施設整備費の1 / 4 (公防計画区域は1 / 2等)
(跡地利用施設整備を含めた補助金制度)

・ダイオキシン測定費の1 / 3
(測定費の合計が300万円以上である事が条件。平成16年度限りの措置)

廃棄物焼却炉の解体に関する補助制度

跡地計画ありの場合

国庫補助事業			
一般廃棄物事業債	財源 対策債	一般 財源	国庫補助
75%	15%	10%	1 / 4
元利償還金の50%を交付税措置			
90% (起債)			補助率
3 / 4			1 / 4
<例> 事業費が2億円の場合			
起債	一般 財源	国庫補助	
135,000千円 (元利償還金の50%を交付税措置)	15,000 千円	50,000千円	

解体工事費 + 跡地利用施設整備費 = 国庫補助事業

跡地計画の要件

要件: 解体と跡地計画を一体として行う施設整備計画の算定

(解体後施設整備を期間内に着手しない場合は返還)
解体に引き続き施設整備に着手するか、解体の翌年から5年以内に施設整備に着手する必要がある。

跡地利用施設: 解体撤去後の敷地の全部又は一部を活用して整備する施設
(廃棄物処理に関わる国庫補助対象事業)

例

- ・リサイクルセンター
- ・ストックヤード
- ・リサイクルタウン事業
- ・埋立処分地施設

跡地計画なしの場合

国庫補助事業	
一般財源	特別交付税
70%	30%
<例> 事業費が2億円の場合	
一般財源	特別交付税
140,000千円	60,000千円

ダイオキシン類測定に関する補助制度

ダイオキシン類測定費		
特別交付税措置	一般財源	国庫補助
80%	20%	1 / 3
2 / 3		補助率 1 / 3
<例> ダイオキシン分析費の合計を300万円とすると		
特別交付税	一般財源	国庫補助
1,600千円	400千円	1,000千円

解体工事フロー

